

特定非営利活動法人スカラベ
定款

特定非営利活動法人スカラベ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人スカラベという。／

(事務所)／

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県三次市畠敷町1669番地15に置く。／

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対して、不登校・引きこもり・学習の遅れに悩む小学生・中学生への教育支援、不登校・引きこもり問題への理解増進及び啓発並びに芸術・文化教室の運営及び舞踊・音楽指導者の養成に関する事業を行い、児童・生徒の健全な精神の育成と社会教育の推進を図り、もって公益に寄与することを目的とする。／

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。／

- (1) 社会教育の推進を図る活動／
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動／
- (3) 子どもの健全育成を図る活動／

(事業)／

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。／

- (1) 不登校・引きこもり・学習の遅れに悩む小学生・中学生への教育支援に関する事業
- (2) 不登校・引きこもり問題への理解増進及び啓発に関する事業
- (3) 芸術・文化教室の運営及び舞踊・音楽指導者の養成に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体／
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体／

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。／

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。／

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。／

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。／

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任

期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。、

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)、

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)、

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)、

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)、

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)、

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)、

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)、

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更、

(2) 解散、

(3) 合併、

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更、

(5) 事業報告及び活動決算、

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬、

(7) 入会金及び会費の額、

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営、

(10) その他運営に関する重要な事項、

(開催)、

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。／
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)／

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。／

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。／
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。／

(議長)／

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。／

(定足数)／

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。／

(議決)／

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。／

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。／
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。／

(表決権等)／

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。／

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。／
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。／
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。／

(議事録)／

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。／

- (1) 日時及び場所／
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）／
 - (3) 審議事項／
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果／
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。／
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。／
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。／
- (1) 総会があつたものとみなされた事項の内容／
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称。／
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日。／
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名。／

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)／

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。／

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産／
- (2) 入会金及び会費／
- (3) 寄付金品／
- (4) 財産から生じる収益／
- (5) 事業に伴う収益／
- (6) その他の収益／

(資産の区分)／

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。／

(資産の管理)／

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。／

(会計の原則)／

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。／

(会計の区分)／

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。／

(事業計画及び予算)／

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。／

(暫定予算)／

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。／

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。／

(予備費の設定及び使用)／

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。／

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。／

(予算の追加及び更正)／

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。／

(事業報告及び決算)／

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。／

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。／

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。／

(臨機の措置)／

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。／

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 休束 直樹
副理事長 横山 春香
理事 妹尾 匡剛
監事 増田 邦男
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和6年12月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	正会員(個人)	入会金	0円	年会費	0円
(2)	正会員(団体)	入会金	0円	年会費	0円
(3)	賛助会員(個人)	入会金	0円	年会費	一口 1, 000円
(4)	賛助会員(団体)	入会金	0円	年会費	一口 5, 000円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人スカラベ

設立趣旨書

1 趣旨

文部科学省による「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によりますと、令和4年度の小・中学生の不登校児童及び生徒数は過去最多となりました。児童・生徒一人一人の不登校の原因は多岐にわたります。学校での友人や先生との関係につまずいたり、画一的なカリキュラムについていけなかつたりして不登校や引きこもりとなり、学校に通えなくなったことで学習に遅れが生じてしまいます。さらに、看病・介護が必要な家族のためケアの担い手となってやむなく学校を休まなければならないヤングケアラーのケースや、ルーツを外国を持つ親がいる家庭では親が子どもの勉強のサポートをすることは容易ではなく、子どもが授業についていけなくなってしまうケースも挙げられます。

また、子どもの貧困は不登校や学習の遅れとも関連しています。現在日本では17歳以下の子どもの7人に1人が貧困状態にあると言われています。経済的に困窮する家庭では親による子どもの勉強のサポートが難しく、子どもを塾や習い事に通わせること、携帯電話を持たせること、家族で余暇を楽しむ機会を断念せざるを得ないことが多く、様々な体験や人とのつながりが持てないことで孤立することが問題になっています。この状況は、コロナ禍の行動制限によってさらに悪化したものと推測されます。生まれた環境によって格差が拡がってしまう事態を少しでも食い止めるには、家庭や学校以外にも子どもが安心して過ごせる居場所や、様々な人と出会い、学び・体験の機会を与えられる場が必要です。私たちは、家庭の経済状況に関わらず、すべての子どもに等しく学ぶ機会が与えられることが子どもの人間形成や、貧困の悪循環を絶つために重要であると考え、以下の事業を実施して参ります。

不登校・引きこもり・学習の遅れに悩む小学生・中学生への教育支援に関する事業では、学習教室を開催し、各児童生徒のペースに合わせた学習及び図工プログラムを提供し、学習力の向上や創造性の育成を支援して参ります。また一般市民から譲り受けた不要となった学習参考書や書籍の困窮家庭の児童・生徒への配布や、将来のキャリアを考える勉強会を企画・運営・開催いたします。

不登校・引きこもり問題への理解増進及び啓発に関する事業では、一般市民を対象とした講演会や教育関係者向けの研修会を企画・運営・開催して参ります。さらに学習支援教室に通う不登校や学習に悩む子どもたちと地域の様々な人々との交流イベントを企画・運営・開催して参ります。

芸術・文化教室の運営及び舞踊・音楽指導者の養成に関する事業では、ダンス・バレエ・音楽等のワークショップ及び地域芸術祭を企画・運営・開催し、地域住民が芸術に触れられる機会を増やして参ります。またワークショップや地域芸術祭の開催を通して舞踊家・音楽家が指導や演出の経験を積む機会を提供して参ります。

開設にあたっては、契約締結や会計管理等において事業の遂行上法人格が必要となり、また、より安定的に各事業を実施するためには積極的に情報公開を行うことで社会的信用を高めていくことができる特定非営利活動法人が最適と考え、特定非営利活動法人スカラベを設立することにしました。

2 申請に至るまでの経過

令和5年12月4日午後1時より発起人会を開催。

令和5年12月18日午後1時より設立総会を開催。

令和5年12月18日

特定非営利活動法人スカラベ

設立代表者

(住所又は居所)

(氏名) 休束 直樹

令和6年度事業計画書

特定非営利活動法人スカラベ

1 事業実施の方針

設立初年度は、設立後の諸手続きに加え、法人の認知度を上げるための広報活動に注力し、各事業を通して不登校や引きこもり、学習に悩む子どもたちを受け入れる体制を構築し、彼らが学習する機会や体験を積み重ねられる機会を提供できるよう尽力して参ります。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	事業内容	実施 予定期	実施 予定期	従事者 の予定期 人数	受益対象者 の範囲及び 予定期人数	事業費の 支出見込額 (単位:千円)
不登校・引き こもり・学習 の遅れに悩む 小学生・中学 生への教育支 援に関する事 業	①学習教室を開催(各児童 生徒のペースに合わせた 学習プログラムや図工プ ログラムを提供)。 ②一般市民から譲り受けた 不要となった学習参考書 や書籍の困窮家庭の児 童・生徒への配布。 ③将来のキャリアを考える 勉強会を企画・開催。	①月～金 15時半～ 18時 ②通年 ③年1回	①②③ 法人事務所	①②③ 5名	①②③ 不登校・引きこ もり・学習の遅 れに悩む小学 生・中学生30名	508
不登校・引き こもり問題へ の理解増進及 び啓発に関す る事業	①一般市民を対象とした講 演会の企画・運営・開催。 ②教育関係者向けの研修会 の企画・運営・開催。 ③学習支援教室に通う子ど もたちと地域の様々な 人々との交流イベント (フリーマーケット、駄 菓子屋、教室での図工製 作物の展示会)を企画・運 営・開催。	①②③ 年1回	①②③ 法人事務所及び 地域の公共施設	①②③ 5名	①不登校・引 きこもりの子ど もの保護者及 び不登校・引 きこもり問題 に关心のある 一般市民20名 ②教育関係者20 名 ③学習支援教室 に通う子ども たち及び地域 住民100名	4

芸術・文化教室の運営及び舞踊・音楽指導者の養成に関する事業	<p>①バレエ・ダンス・各種音楽のワークショップの企画・運営・開催。</p> <p>②バレエ・ダンス・各種音楽の地域芸術祭の企画・運営・開催。</p> <p>③ワークショップ及び地域芸術祭の開催を通じた舞踊家・音楽家が指導や演出の経験を積む機会を提供。</p>	<p>①各教室4回コースを年1回</p> <p>②年1回</p> <p>③通年</p>	<p>①②③地域の公共施設</p>	<p>①5名</p> <p>②30名</p> <p>③2名</p>	<p>①バレエ・ダンス・音楽に関心のある一般市民10名（各回）</p> <p>②バレエ・ダンス・音楽に関心のある一般市民100名</p> <p>③地域の舞踊家・音楽家及びその指導者・演出家10名</p>	410
-------------------------------	--	---	-------------------	-----------------------------------	---	-----

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人スカラベ

1 事業実施の方針

法人として初めて活動を開始した昨年度1年間に出了課題を改善し、安定的に各事業を行なうことで引き続き不登校や引きこもり、学習に悩む子どもたちが学習する機会や体験を積み重ねられる機会を提供できるよう活動して参ります。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	事業内容	実施予定期	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者 の範囲及び 予定期人数	事業費の 支出見込額 (単位:千円)
不登校・引き こもり・学習 の遅れに悩む 小学生・中学 生への教育支 援に関する事 業	①学習教室を開催(各児童 生徒のペースに合わせた 学習プログラムや図工プ ログラムを提供)。 ②一般市民から譲り受けた 不要となった学習参考書 や書籍の困窮家庭の児 童・生徒への配布。 ③将来のキャリアを考える 勉強会を企画・開催。	①月～金 15時半～ 18時 ②通年 ③年1回	①②③ 法人事務所	①②③ 5名	①②③ 不登校・引きこ もり・学習の遅 れに悩む小学 生・中学生30名	683
不登校・引き こもり問題へ の理解増進及 び啓発に関す る事業	①一般市民を対象とした講 演会の企画・運営・開催。 ②教育関係者向けの研修会 の企画・運営・開催。 ③学習支援教室に通う子ど もたちと地域の様々な 人々との交流イベント (フリーマーケット、駄 菓子屋、教室での図工製 作物の展示会)を企画・運 営・開催。	①②③ 年2回	①②③ 法人事務所及び 地域の公共施設	①②③ 5名	①不登校・引き こもりの子ど もの保護者及 び不登校・引 きこもり問題 に关心のある 一般市民20名 (各回) ②教育関係者20 名 ③学習支援教室 に通う子ど もたち及び地 域住民150名	9

芸術・文化教室の運営及び 舞踊・音楽指導者の養成に 関する事業	<p>①バレエ・ダンス・各種音楽のワークショップの企画・運営・開催。</p> <p>②バレエ・ダンス・各種音楽の地域芸術祭の企画・運営・開催。</p> <p>③ワークショップ及び地域芸術祭の開催を通じた舞踊家・音楽家が指導や演出の経験を積む機会を提供。</p>	<p>①各教室 4回コースを年1回 ②年1回 ③通年</p>	<p>①②③ 地域の公共施設</p>	<p>①8名 ②50名 ③2名</p>	<p>①バレエ・ダンス・音楽に関心のある一般市民10名（各回） ②バレエ・ダンス・音楽に関心のある一般市民150名 ③地域の舞踊家・音楽家及びその指導者・演出家15名</p>	870
---------------------------------------	--	--	------------------------	-----------------------------	---	-----

156上

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から令和6年12月31日まで

特定非営利活動法人スカラベ
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	110,000	110,000	
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
不登校・引きこもり・学習の遅れに悩む	0		
小学生・中学生への教育支援に関する事業収益	0		
不登校・引きこもり問題への理解増進及び	0		
啓発に関する事業収益	0		
芸術・文化教室の運営及び舞踊・音楽指導者の			
養成に関する事業事業収益	900,000	900,000	
経常収益計			1,010,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	324,000		
法定福利費	12,960		
福利厚生費	3,240		
人件費計	340,200		
(2) その他経費			
支払報酬料	300,000		
会議費	30,000		
旅費交通費	30,000		
広告宣伝費	10,000		
印刷費	17,000		
通信費	12,000		
教材費	135,000		
消耗品費	48,000		
その他経費計	582,000		
事業費計		922,200	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
通信費	3,000		
消耗品費	10,000		
その他経費計	13,000		
管理費計		13,000	
経常費用計		935,200	
税引前当期経常増減額		74,800	
法人税、住民税及び事業税		70,000	
当期正味財産増減額		4,800	
設立時正味財産額		0	
次期繰越正味財産額		4,800	

令和7年度 活動予算書
令和7年1月1日から令和7年12月31日まで

特定非営利活動法人スカラベ
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費		110,000	
賛助会員受取会費	110,000		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
不登校・引きこもり・学習の遅れに悩む		0	
小学生・中学生への教育支援に関する事業収益	0		
不登校・引きこもり問題への理解増進及び		0	
啓発に関する事業収益	0		
芸術・文化教室の運営及び舞踊・音楽指導者の			
養成に関する事業事業収益	1,800,000	1,800,000	
経常収益計			1,910,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	432,000		
法定福利費	17,280		
福利厚生費	4,320		
人件費計	453,600		
(2) その他経費			
支払報酬料	600,000		
会議費	50,000		
旅費交通費	100,000		
広告宣伝費	20,000		
印刷費	35,000		
通信費	24,000		
教材費	180,000		
消耗品費	100,000		
その他経費計	1,109,000		
事業費計			1,562,600
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
通信費	10,000		
消耗品費	20,000		
その他経費計	30,000		
管理費計			30,000
経常費用計			1,592,600
税引前当期経常増減額			317,400
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			247,400
前期繰越正味財産額			4,800
次期繰越正味財産額			252,200